

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | | |
|-------------|--|--|
| 事故等番号 | 2010仙第38号 | |
| 事故等種類 | 運航不能（機関損傷） | |
| 発生日時 | 平成21年9月27日 07時00分ごろ | |
| 発生場所 | 宮城県石巻市田代島南方沖 濤波岐埼灯台から真方位223° 16km付近 (概位 北緯38° 08.4′ 東経141° 22.6′) | |
| 事故等調査の経過 | 平成22年5月17日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 | |
| 事実情報 | | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第七成 ^{なりた} 田丸、14トン | |
| 船舶番号、船舶所有者等 | MG2-5603、個人所有 | |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型船舶操縦士 | |
| 死傷者等 | なし | |
| 損傷 | 主機6番シリンダのピストンピンが折損、ピストンが破損、シリンダライナにき裂、連接棒が曲損 | |
| 事故等の経過 | 本船は、船長ほか3人が乗り組み、田代島南方沖で操業中、平成21年9月27日07時00分ごろ主機から異音が発生し、主機の潤滑油フィルター目詰まり及び冷却水低位警報が発せられ、主機が停止した。 主機は、船長が主機の点検を行ったところ、クランクケース内に冷却水が漏洩し、主機の潤滑油こし器が金属片で目詰まりしていた。 本船は、僚船及び船長所有の船にえい航されて帰航した。 | |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m | |
| その他の事項 | 主機は、平成17年8月に新品のものと換装されていた。 主機の運転時間は、年間約5,500時間であった。 6番シリンダ以外には、損傷はなかった。 5番及び6番シリンダの主機冷却用の潤滑油ジェットノズルが交換された。 主機の潤滑油は、年2回新替していた。 | |
| 分析 | 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | なし あり なし 本船は、田代島南方沖で操業中、主機6番シリンダのピストンが過熱膨張してシリンダライナと焼き付いたため、ピストン及びシリンダライナ等が損傷した可能性があると考えられる。 6番シリンダのピストンは、冷却用ジェットノズルが目詰まりして冷却が阻害されたため、過熱膨張した可能性があると考えられる。 主機は、シリンダライナにき裂が生じて冷却清水がクランクケース内に漏えいし、ピストン等が |

| | |
|----|--|
| | 破損して、これら金属片が潤滑油こし器を目詰まりさせたものと考えられる。 |
| 原因 | 本インシデントは、本船が田代島南方沖で操業中、主機6番シリンダの冷却用ジェットノズルが目詰まりしたため、ピストンが過熱膨張してシリンダライナに焼き付いたことにより発生したものと考えられる。 |